



配偶者控除について教えてください



例えば、夫のAさんに妻がいて、パートで働いています。  
その妻の所得は、年収から給与所得控除を引いた額になります。  
その所得額が38万円以下ですと、この妻の夫Aさんは所得から一定の金額の  
所得控除が受けられます。これを配偶者控除といいます。  
配偶者控除額は一律38万円です。

**事例：妻のパート収入103万円**

給与所得控除額(下記の表)：65万円

**妻の所得**

**=収入103万円－65万円(給与所得控除額) = 38万円**

妻の所得額は38万円以下です。夫は配偶者控除を受けられます。

- 妻は健康保険と年金保険料は扶養者になり、納付しません。
- 所得税と住民税は0円です。
- 妻の実質収入金額=103万円

**給与所得控除**

給与等の収入金額	給与所得控除額
1,800,000円以下	収入金額×40% 650,000円に満たない場合には650,000円
3,600,000円以下	収入金額×30%+180,000円
6,600,000円以下	収入金額×20%+540,000円
10,000,000円以下	収入金額×10%+1,200,000円
15,000,000円以下	収入金額×5%+1,700,000円
15,000,000円超	2,450,000円(上限)



配偶者特別控除について教えてください



例えば、夫のAさんに妻がいて、パートで働いています。

その妻の所得は、年収から給与所得控除を引いた額になります。

その所得額が38万円を超えると、配偶者控除の適用が受けられません。

でも、妻の所得額に応じて、一定の金額の所得控除が受けられる場合があります。これを配偶者特別控除といいます。配偶者特別控除額は以下の表です。

### 配偶者特別控除

配偶者の合計所得額	配偶者特別控除の控除額
38万円を超え40万円未満	38万円
40万円以上45万円未満	36万円
45万円以上50万円未満	31万円
50万円以上55万円未満	26万円
55万円以上60万円未満	21万円
<b>60万円以上65万円未満</b>	<b>16万円</b>
65万円以上70万円未満	11万円
70万円以上75万円未満	6万円
75万円以上76万円未満	3万円
76万円以上	0円

#### 事例：妻のパート収入128万円

給与所得控除額(1頁の給与所得控除の表)：65万円

#### 妻の所得

$$= \text{収入128万円} - \text{65万円 (給与所得控除額)} = \text{63万円}$$

妻の所得額は63万円です。夫は配偶者特別控除16万円を受けられます。

●妻の収入は130万円未満なので健康保険と年金保険料は扶養者になり、納付しません。

●所得税と住民税は納めなければなりません。

所得税+住民税=約4.2万円。

●妻の実質収入金額=128万円-4.2万円=123.8万円になります。



「130万円の壁」について具体的事例で教えてください。



例えば、夫のAさんに妻がいて、パートで働いています。  
その年収は132万円です。

配偶者特別控除は受けられます。

130万円以上になると夫の扶養から外れてしまいます。

妻自身が健康保険や年金の社会保険料を納めます。

それ以外にも所得税、住民税を納めます。

収入が増えても、社会保険料、所得税、住民税を納めるので妻の手取収入が減ってしまいます。

#### 事例：妻のパート収入132万円

給与所得控除額(1頁の給与所得控除の表)：65万円)

#### 妻の所得

**=収入132万円－65万円(給与所得控除額)＝67万円**

①配偶者特別控除(2頁の配偶者特別控除の表)：11万円

②健康保険料と厚生年金保険料(標準報酬月額11万円)：約18.1万円

③所得税と住民税：約2.1万円

#### ●妻の実質収入金額＝

132万円－18.1万円(社会保険料)－2.1万円(税金)＝111.8万円

2頁の年収128万円の方より実質収入金額は少なくなります。

従って、妻は年収128万円にして、夫の扶養者になっていた方が得というわけになります。



「141万円の壁」について具体的事例で教えてください。



例えば、夫のAさんに妻がいて、パートで働いています。

その年収は142万円です。3頁の妻より収入は10万円増えました。

年収が141万円以上になると配偶者特別控除は受けられません。

もちろん夫の扶養から外れます。

妻自身が健康保険や年金の社会保険料を納めます。

それ以外にも所得税、住民税を納めます。

収入が増えても、社会保険料、所得税、住民税を納めるので妻の実質収入はそれほど増えません。

#### 事例：妻のパート収入142万円

給与所得控除額(1頁の給与所得控除の表)：65万円)

#### 妻の所得

**=収入142万円－65万円(給与所得控除額) = 77万円**

①配偶者特別控除(2頁の配偶者特別控除の表)：0万円

②健康保険料と厚生年金保険料(標準報酬月額11.8万円)：約19.4万円

③所得税と住民税：約3.4万円

#### ●妻の実質収入金額＝

**142万円－19.4万円(社会保険料)－3.4万円(税金) = 119.2万円**

**3頁の年収132万円より10万円年収が増えても実質入金額は約7万円増というわけです。そして、夫の配偶者特別控除も無くなります。**

- ・ 社会保険料は平成26年9月分からの保険料額表
- ・ 健康保険料は健康保険協会東京支部の保険料。健康保険料は介護保険に該当しない2号被保険者で保険料を計算しました。
- ・ 住民税は均等割5,000円、所得割は税率10%。社会保険料と税金は概算額です。